

平成 26 年 1 月 28 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

【制度要綱第 6 条第 3 項の下表の団体の削除、同第 7 条第 1 項の協会が発行する契約番号のアルファベット 1 字に M を追加】

1. 「東京玩具工業協同組合」の解散（平成 25 年 4 月 8 日付にて登記抹消）があったことから、同団体を経由し当会と S Tマーク使用許諾契約を締結している企業（5 社）について、平成 26 年 4 月以降より協会事務局が直接に更新手続を行うこととする。
※ 平成 25 年度分の契約（更新）手続は、同組合解散前に完了。

2. 上記を踏まえ、制度要綱を下記のとおり、改定する。

	改定	施行日
東京玩具工業協同組合の解散に伴う変更	1. 第 6 条第 3 項の下表関係 東京玩具工業協同組合の「名称」「所在地」「アルファベット 1 字 (M)」を削除 2. 第 7 条第 1 項関係 同組合に指定されたアルファベット M の第 6 条からの削除に伴い、協会が発行する契約番号のアルファベット 1 字に M を追加	平成 26 年 2 月 1 日とする。

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約を締結しなければならない。
2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。
 3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を經由して協会とSTマーク使用許諾契約を締結することができる。

名 称	所 在 地	
東京玩具製問協同組合	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4	T
東京玩具工業協同組合	〒130-0005 東京都墨田区東駒形 4-24-3 伊藤ビル 2 階	M
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 5 階	P
日本空気入ビニール製品工業組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 2 階	V
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-20-12	J
大阪玩具事業協同組合 (一社) 日本玩具協会大阪支部	〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1 玩具人形会館内	B
東京玩具人形協同組合	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 2-28-14	D
中部玩具人形工業会	〒451-0043 愛知県名古屋市西区新道 2-15-17	C
日本バルーン協会	〒166-0014 東京都杉並区松の木 3-12-11	R

【契約番号】

- 第 7 条 協会はSTマーク使用許諾契約毎にアルファベット 1 字（A、E、~~又はK、~~
又はM）と 4 桁のアラビア数字で構成される契約番号を発行する。
2. 第 6 条 3 項に規定する団体を經由して契約を締結した場合にあっては、団体毎に指定されたアルファベット 1 字（第 6 条第 3 項の表の右欄）と当該団体が付する受付番号（4 桁のアラビア数字）で構成する。

（付則 平成 26 年 1 月 24 日改定）

この改定（第 6 条第 3 項の表中の「東京玩具工業協同組合」に係る欄の削除、第 7 条第 1 項への契約番号 M の追加）は、平成 26 年 2 月 1 日より施行。